

高齢の方や障害のある方へ

紙おむつなどを支給・補助します

●紙おむつなどの支給

申請後、支給決定者に郵送するパンフレットの中から、ご希望のおむつなどを選んで注文してください。

【対象】

区内在住で常時失禁状態にあり、次のいずれかに該当する方

- ① 本人および同居する世帯全員の住民税が非課税で要介護度が2以上の方(40～64歳で特定疾病により認定を受けている方を含む)
- ② 本人および同居する世帯全員の住民税が非課税の65歳以上で、身体障害者手帳1・2級または愛の手帳1・2度をお持ちの方
- ③ 本人および同居する世帯全員の住民税が非課税の65歳以上で、脳性まひまたは進行性筋萎縮症の方
- ④ 3～64歳で身体障害者手帳1・2級または愛の手帳1・2度をお持ちの方(所得制限あり)
- ⑤ 3～64歳で脳性まひまたは進行性筋萎縮症の方(所得制限あり)

●おむつ使用料の一部補助

【対象】

紙おむつの支給対象者で、入院などにより区が支給する紙おむつを使用できない方(要介護度により補助額が異なります)

※すでに補助を受けている方へ 8月はおむつ使用料の請求月です。8月22日(月)までに請求してください。

いずれも

申請月分から支給または補助します。さかのぼって適用することはできません。詳しくはお問い合わせください。

【申請方法】 所定の申請書を持参か郵送。

④・⑤に該当する方で持参の場合は、身体障害者手帳または愛の手帳、印鑑をお持ちください。

【申請書配布・申請・担当課】

▶①～③に該当する方

〒124-8555 葛飾区役所高齢者支援課(区役所2階201番)

☎03-5654-8299

▶④～⑤に該当する方

〒124-8555 葛飾区役所障害福祉課(区役所2階201番)

☎03-5654-8301

障害のある方へ

各種手当・心身障害者医療費助成制度(障)の申請はお済みですか

いずれの手当・制度も所得制限などがあります。下表に該当し、現在手当を受けていない方は、お問い合わせください。所得超過により支給資格が消滅した方は、令和3年中の所得(令和4年度住民税算定基礎所得額)が基準内であれば再度申請することができます。

【担当課】

▶障害福祉課(区役所2階201番)

☎03-5654-8301

▶精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
/保健予防課(青戸4-15-14健康プラザかつしか内)

☎03-3602-1274

●各種手当

手当の名称	対象者		手当月額	次のいずれかに該当する方は、対象となりません
	障害程度	年齢		
特別障害者手当	著しい重度の障害があるため、日常生活で常時特別な介護が必要な方(所定の診断書などにより判定)	20歳以上	27,300円	▶施設入所者 ▶3カ月を超えて入院している方 ▶福祉手当(経過措置)受給者 (原爆被爆者介護手当受給者は併給調整あり)
障害児福祉手当	重度の障害があるため、日常生活で常時介護が必要な児童(所定の診断書などにより判定)	20歳未満	14,850円	▶施設入所者 ▶障害を事由とする公的年金受給者
重度心身障害者手当	心身に重度の障害があるため、常時複雑な介護が必要な方(東京都心身障害者福祉センターで判定)	新規申請時 65歳未満	60,000円	▶施設、国立保養所などに入所している方 ▶3カ月を超えて入院している方
心身障害者福祉手当	A 身体障害者手帳 1・2級 愛の手帳 1～3度 脳性まひ 進行性筋萎縮症	新規申請時 20歳以上 65歳未満	15,500円	▶施設入所者 ▶難病患者福祉手当受給者 ▶心身障害者福祉手当(精神障害)受給者
	B 身体障害者手帳 3級(20歳未満の方は1～3級) 愛の手帳 4度(20歳未満の方は1～4度) 戦傷病者手帳 特～3項症	新規申請時 65歳未満	7,750円	▶施設入所者 ▶児童育成手当(障害手当)受給者 ▶難病患者福祉手当受給者 ▶心身障害者福祉手当(精神障害)受給者
	外出支援分 身体障害者手帳 ▶下肢・体幹・移動機能障害 1～3級 ▶視覚障害 1・2級 ▶内部障害 1級 ▶下肢障害が4級以上で、上肢・内部・平衡機能障害のいずれかが3級以上 愛の手帳 1・2度	手帳取得時 65歳未満	2,500円	▶施設入所者
	精神障害 精神障害者保健福祉手帳 1級	新規申請時 65歳未満	7,750円	▶施設入所者 ▶児童育成手当(障害手当)受給者 ▶難病患者福祉手当受給者 ▶心身障害者福祉手当(A・B)受給者

●心身障害者医療費助成制度(障)

内容	対象者	次のいずれかに該当する方は、対象となりません
交付された(障)受給者証を医療機関の窓口に表示することにより、保険診療医療費の自己負担分の全額または一部を助成します。都外の医療機関で(障)受給者証が使用できない場合は、受診後に医療費の助成申請ができます。	都内在住の健康保険に加入している65歳未満の方で、次のいずれかの手帳をお持ちの方 ▶身体障害者手帳 1・2級(内部障害を含む場合は1～3級) ▶愛の手帳 1・2度 ▶精神障害者保健福祉手帳 1級	▶所得制限基準を超える方 ▶生活保護や中国残留邦人等支援給付を受けている方 ▶後期高齢者医療の被保険者で、住民税が課税されている方 ※65歳以上でも、転入した方などは対象となる場合があります。また、所得超過により支給資格が消滅した方は、令和3年中の所得(令和4年度住民税算定基礎所得額)が基準内であれば再度申請することができます。詳しくはお問い合わせください。

現在(障)受給者証をお持ちの方へ

9月は(障)受給者証の更新月です。有効期間が令和4年9月1日～5年8月31日までの(障)受給者証を、8月23日(火)ごろに発送します。所得制限により対象外となる方には、その旨を通知します。

新しい(障)受給者証が8月中旬に届かない場合は、お問い合わせください。